

ご検討いただきたい事項

- (1) 公立博物館について、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて

メリット・デメリット

特に配慮すべき点(以下3点の教育の特性に関する観点)

- ・ 教育の政治的中立性の確保
- ・ 継続性・安定性の確保
- ・ 地域住民の意向の反映

- (2) 博物館以外の公立社会教育施設の所管の在り方等について

以下の社会教育施設の所管の在り方

- ・ 公民館
- ・ 図書館 等

なお、平成 19 年の制度改正において、地域の実情や住民のニーズに応じて「地域づくり」という観点から、条例で定めるところにより、スポーツ及び文化に関する事務は首長が管理執行することができることとなっている。それらの事務を首長に移管した場合、社会体育施設及び文化施設の管理執行を首長が担当することとなる。